

令和5年度 決算 財務書類

注記

(一般会計等)

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

開始時における有形固定資産等の評価は原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは原則として再調達原価としております。

また、開始後については、原則として取得原価としております。

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

①有価証券

○満期保有目的有価証券・・・償却原価法（定額法）

○満期保有目的以外の有価証券

市場価格があるもの・・・会計年度末における市場価格

市場価格がないもの・・・取得原価

②出資金

市場価格があるもの・・・会計年度末における市場価格

市場価格がないもの・・・出資金額

ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。

なお、出資金の価値の低下割合が 30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとしております。

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下の通りです。

建物 15 年～50 年

工作物 8 年～75 年

物品 2 年～15 年（車両含）

②無形固定資産

定額法を採用しております。（ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（5 年）に基づく定額法によっています。）

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

①徴収不能引当金

過去 5 年間の平均不納欠損率により計上しております。

②賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当及びそれらに係る法定福利費相当額のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上しております。

③退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しております。

④損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

①所有権移転ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②①以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（容易に換金可能であり、かつ、価格変動が僅少なもので、3ヶ月以内に満期日が到来する流動性の高い投資をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いを含んでおります。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

①物品及びソフトウェアの計上基準

取得価格が原則50万円以上の場合に資産として計上しています。

②資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、原則金額が60万円未満であるとき、又は固定資産の取得価格の概ね10%未満相当額であるときに修繕費として処理しています。

2 重要な会計方針の変更等
該当する事象はありません。

3 重要な後発事象
該当する事象はありません。

4 偶発債務
該当する事象はありません。

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

①一般会計等財務書類の対象範囲

一般会計、福祉企業センター特別会計、ケーブルテレビ事業特別会計

②一般会計と普通会計の対象範囲等の差異

該当する事象はありません。

③地方自治法第 235 条の 5 の規定に基づき、出納整理期間が設けられています。
当会計年度に係る出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

④千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

⑤地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は次のとおりです。

実質赤字比率	—
連結実質赤字比率	—
実質公債費比率	11.7%
将来負担比率	—

⑥利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 — 円

⑦繰越事業に係る将来の支出予定額 1, 046, 266 千円

⑧その他財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項
該当する事象はありません。

(2) 貸借対照表に係る事項

①売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

翌年度予算で財産収入として措置されている公共資産や行政目的で保有していた資産のうち、売却予定の資産を売却可能資産としています。

イ 内訳

売却可能資産はありません。

②地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 11,193,968 千円

③地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	8,517,787 千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,835,875 千円
充当可能基金額	6,774,098 千円
特定財源見込額	833,951 千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	14,752,856 千円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

①固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における基金・貸付金等を加えた額を計上しています。

②余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

①基礎的財政収支 569,372 千円

②既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書（一般会計）【A】	16,865,559 千円	15,932,096 千円
財務書類の対象となる会計の 範囲に伴う差額【B】	290,512 千円	278,070 千円
繰越金に伴う差額【C】	960,279 千円	—
決算譲余剰金の基金への繰入に伴う差額 【D】	—	—
会計間取引の相殺消去に伴う差額【E】	31,144 千円	31,144 千円
資金収支計算書（一般会計等） 【A + B - C + D - E】	16,164,648 千円	16,179,022 千円

●一般会計の範囲：一般会計

●一般会計等の範囲：一般会計、福祉企業センター特別会計、
ケーブルテレビ事業特別会計

③資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の
内訳

資金収支計算書

業務活動収支	1,896,720 千円
投資活動収入の国県等補助金収入	488,478 千円
未収債権・未払債務等の増減額	△263 千円
減価償却費	△2,963,241 千円
賞与等引当金増減額	△21,728 千円
退職手当引当金増減額	△85,932 千円
徴収不能引当金増減額	△239 千円
資産除売却損益	1,919 千円

純資産変動計算書の本年度差額 △683,760 千円

④一時借入金

資金収支計算上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 1,000,000 千円